

ともろう通信



No. 30

2022 年 4 月発行

ともろう
共朗生 — 共に朗らかに生きていきたい！

★ともろう通信は、NPO 法人男女共同参画こしがやともろうの機関誌です。

事業：①男女共同参画関係施設受託事業②男女共同参画の推進を担う人材養成事業

③情報提供、調査研究事業④自立支援・相談事業⑤子どものための自立支援事業



越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」指定管理業務の終了にあたって

陽春の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、「NPO 法人男女共同参画こしがやともろう」（以下ともろうと称す）は去る 3 月 31 日業務終了後、理事・職員同席のもと新指定管理者に業務の引継ぎをし、13 年間の指定管理・運営業務を終了しました。

事故もなく、無事に終了できましたのも会員の皆様を始め、登録団体、関係各機関、市民の皆様に支えられてのこと、心より感謝とお礼を申し上げます。

思い返しますと、男女共同参画推進事業に取り組み始めてから常に行政と市民との協働で事業を進めてまいりました。念願かなって事業推進の拠点施設、越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」が開設され、市の直営で運営されていましたが、指定管理制度が取り入れられ、公募の結果、ともろうによる管理・運営となりました。

理事会では運営にあたり、ともろうが掲げる 4 つのミッションである男女共同参画・人権の尊重・女性の自立支援・地域づくりが遂行されているか常に検討し、職員と情報を共有して進めてまいりました。地域とのつながりでは地区センター・公民館を主として出前講座を通じて情報の共有を図ると同時に、ニーズを把握することも出来ました。

ともろうのメンバーは団体設立以前より男女共同参画を学び合った市民・男女共同参画推進事業担当の職員・専門員として、たくさんの方たちと越谷市の男女共同参画事業を進めてきました。今後も皆様と共に越谷市の男女共同参画事業が一層充実するように活動していきたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。

末尾になりますが皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、お礼の言葉とします。

令和 4 年 4 月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう 代表理事 駒崎美佐子

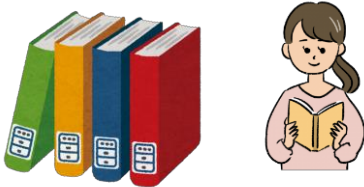
「ほっと越谷」での13年を振り返って

3月 ほっと越谷所長・認定NPO法人男女共同参画こしがやともろう 理事 松岡 年

「ほっと越谷」の指定管理者になって、第1期3年間、第2期5年間、私は事業担当職員として勤務しました。

第1期、まず私が行ったのは、所蔵図書を一冊ずつ読み、それまであったリストに男女共同参画がよく見えるような独自の分類番号（横浜市男女共同参画センターの分類を参考）を付けたことでした。目的は講座時に関連したテーマの本を誰でもすぐに選べるようにすることでした。そして、関連本を講座開催時等に並べて、講座参加者や施設利用者に多くの情報を提供したいと思っていました。

次に「こんな本あるよ！ほっと越谷」というテーマで本の紹介（ブックフェア）を始めました。「東武よみうり」の取材があり、当時の職員の写真が新聞に掲載されたのが思い出に残っています。所蔵図書の貸し出しは、週に2回の貸し出し日からスタートし、今では、開所日全日の貸し出しになっています。



講座企画・運営については、登録団体との協働事業を作ったり、高校へのデートDV防止啓発の出前講座に行ったりしました。第1期と第2期1年目の所長は中村敏子さん、第2期の2年目から荒井ひとみさんでした。お二人とも、企画書を出すと、「いいじゃない。やってみたら…」という感じで、本当に様々なチャレンジの機会をいただきました。

第3期では、私が所長になりました。自ら事業に関わることは少なくなり、職員募集から人事管理、市の会議等に参加、挨拶回りと職務内容は大きく変わりました。5年間の前半は、これまで通りの流れでしたが、その後、台風がきたり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業を中止しなければならなくなったり、緊急事態宣言等の様々な措置がある中で、施設管理に対する配慮に多くの時間を費やすことになりました。そんな中でも令和3（2021）年度の指定管理最後の年は、「ほっと越谷」開設20周年記念事業ができたことが嬉しかったです。20周年記念事業での登録団体の皆様の分科会発表等をお聞きして、登録団体の団結の素晴らしさに感動しました。

私が「ほっと越谷」でめざしてきたことは、「ほっと越谷」を「また来たい」と思ってもらえる場にしたいということでした。「『ほっと越谷』は、男女共同参画社会実現をめざすための活動拠点。ジェンダー平等でない状況の中で、理不尽なことに対して、理不尽だといえる場。私たちはその職員である」という思いで13年間勤務してきました。

振り返ってみますと、試行錯誤して作ってきた事業は、それぞれの担当職員の思いも込められ、第4次越谷市男女共同参画計画の中に入り継続しています。

ご支援いただきました皆様、一緒に仕事をしてきた職員の皆様13年間ありがとうございました。そして、今後ともよろしくお願いいたします。



2021 年度 出前講座報告

4 月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事 島津美弥子

男女共同参画を推進するために、地域に出かけていく出前講座に積極的に取り組んでいます。

令和 3 年度は、下記の 3 か所で出前講座を行いました。

月 日	内 容	開 催 場 所 担 当 理 事	参加 人数
10 月 17 日 (日)	大袋公民館 白梅学級 LGBT って知っていますか	大袋地区センター・公民館 坂本雅子・島津美弥子	16
11 月 9 日 (火)	人権教育推進事業 シネマ『空とコムローイ』※	増林地区センター・公民館 小野由理	30
12 月 24 日 (金)	人権講座 高齢者学級 万年青大学 シネマ『空とコムローイ』※ 上映と三浦淳子監督トーク	南越谷地区センター・公民館	27

※『空とコムローイ タイ、コンテップ村の子どもたち』

タイのアカ族の子ども達と女性達の自立支援施設「コンテップ村」を 7 年にわたり撮影したドキュメンタリー映画。コムローイは小さな熱気球の一種



← 大袋公民館 白梅学級

「LGBT って知っていますか」

男性・女性にかかわらず誰もが互いを認め合うことの大切さについて考えた。

増林公民館 人権教育推進事業 →

シネマ『空とコムローイ』

映画を通して子どもや女性のおかれている現状について話し合った。



← 南越谷公民館 人権講座

高齢者学級 万年青大学

シネマ『空とコムローイ』上映と監督トーク

実際にタイに暮らすアカ族の子どもたちを 7 年間撮り続けた監督のトーク



監督の三浦淳子さん

生きづらさを抱えた女性の支援事業 「ゆったりカフェ」 報告

4月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事 坂本雅子

令和3年度は4月から令和4年3月まで10回開催しました。

コロナ禍により開催時間を1時間とし、13時30分から14時30分と短縮しました。

◎参加者総数：33名

◎参加動機：ほっと越谷のチラシを見た。ホームページで知った。ほっと越谷の講座がきっかけとなった。

◎参加しての感想：自分の話が静かな雰囲気の中でできた。黙って人の話を聴く体験が新鮮だった。

胸にたまっていることを聴いてもらえて安心しました。

「ゆったりカフェ」は、令和4年度のともろう継続事業として、ひとりひとりを大切にして、安心安全な中で“話す”“聴く”場を広げていきます。今年度より、開催場所が新石二自治会館に変更となりました。



2022 年度

ゆったりカフェ

へどうぞ

話したり 聴いたり

気持ち軽くなる

聴いてもらったりすると

ゆったりカフェは、安心安全の場となるよう、4つの約束をしています。

- 1 お互いを尊重する
- 2 相手の話をよく聴く
- 3 相手を非難しない
- 4 発言しなくてもいい

開催日

4/23 (土)	5/28 (土)	6/25 (土)	7/23 (土)	8/27 (土)	9/24 (土)
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

開催時間 13:30~14:30

参加費 100円 **対象** 女性

・マスクを着用して参加してください
・飲み物はご持参ください

申込みは不要です

会場 新石二自治会館 | 東武スカイツリーライン 越谷駅東口から徒歩5分

新石二自治会館 | 石川医院 | マルシチフルーツ | 越谷ツインシティ | 北越谷駅 | 新越谷駅 | 越谷駅

主催 特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

連絡先 080-3246-3540 Eメール koshigayatomorou.npofarenn@gmail.com

2つの震災遺構小学校～東日本大震災を忘れない、地域の取組に参加して思うこと～その10

4月 認定NPO法人男女共同参画こしがやともろう理事 山口洋子

毎年3月11日が近づくと新聞やテレビで「東日本大震災から〇〇年」と報道されますが、今年は2つの震災遺構小学校のことが胸に残りました。一昨年、50年ぶりに中学1年まで住んでいた所に行き、小・中学校の門の前まで行ったりして、町の様子は変わっていても父母と暮らしていた子供のころを懐かしく思い出したことを思い出したからかもしれません。

(大川小学校)

3月「3.11を忘れない埼玉集会2022」(主催:埼玉県労働者福祉協議会、於:ときわ会館)で佐藤敏郎さんの講演「3.11を学びに変える」をききました。

佐藤さんは東日本大震災当時、宮城県女川町の女川第一中学校(現在の女川中学校)に勤務。当時石巻市の大川小学校6年生の次女を津波で亡くされました。2013年末に「小さな命の意味を考える会」を設立、2015年に他の遺族の方々と「大川伝承の会」を発足。全国の学校、自治体、団体等で講演活動を行うとともに、定期的に語り部活動をされています。

被害にあった小学校の校舎の前で話をする佐藤さん御自身の映像を紹介しながらの講演で、印象に残った言葉は—「救えた命、救って欲しかった命、救いたかった命、救えなかった命。救う条件は時間・情報・手段だけではなく判断・行動」「シンプルに丁寧に命に向き合う、目の前に座っているのは生徒でなくて命」「大災害は日常を奪う」「防災とはあの日を語ること未来を語ること」「防災とは「ただいま」を必ず言うこと」— 以前、被災地スタディツアーで訪れた時のことを思い出しました。

大川小学校は2021年7月に震災遺構として公開されました。

石巻市震災遺構 <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/ruins/index.html>

小さな命の意味を考える会 311chiisanainochi.org

大川伝承の会 <https://ja-jp.facebook.com/ookawadensyo>

(請戸小学校)

昨年11月、双葉町から埼玉県に避難して来られて加須市に住んでおられる方や地域の方と福島県に行った折、10月に公開となった浪江町の震災遺構請戸小学校を見学してきました。

請戸小学校のことは、浪江町から避難して来られた方に聞いたり、大平山に登って避難し全員助かったということを描いた絵本「請戸小学校物語 大平山をこえて」で知っていました。

4月、NHK クローズアップ現代「『あの人と話したい』東日本大震災から11年 福島・請戸小学校の子どもたち」を見て、当時6年生で両親と弟の4人暮らしで母親を亡くし、父親は今も見つかっていない鍋島悠希さんのことを知りました。悠希さんは震災遺構になったことをきっかけに小学校を訪ねた日、オンラインで11年ぶりに話をする元教頭から初めて知らされたことがありました。

「避難したとき、学校から山を越えたときの道を教えてくれたのは、避難訓練のことを話していた時にちょうど学校に来た悠希さんのお父さんだった、守ってくれたんだよ、お父さん」と。「お父さんを、少し近くに感じる事ができた」という悠希さんは現在、神奈川県で暮らし幼稚園で栄養士として働いているそうです。



CSW66（第 66 回国連女性の地位委員会）報告

4 月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事 青木玲子



2021 年は、東日本大震災から 10 年を経た年で、今年 2022 年 3 月まで何かと災害や復興が話題になる年でした。私も何かにつけ災害や防災について振り返る日々でした。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災発生時、私は CSW55(第 55 回国連女性の地位委員会)出席のために滞在したニューヨークから前夜戻り、少し寝不足でふらふらしながら、女性センター職員向けの講習会で、品川駅そばのマイクロソフト社 30 階のフロアにいました。

CSW については、何度かこの通信に報告させていただきましたが、私は、JAWW(日本女性監視機構)という女性団体のメンバーの一員として、丁度「ほっと越谷」に勤めたところから活動を始めました。JAWW は 1995 年の北京会議から 5 年後の女性 2000 年会議に向けて活動した「NGO レポートをつくる会」がその役目を終えて解散し、2005 年の北京+10 に向けて 2001 年に新たに設立された全国的なネットワークを持つ、NGO 団体です。

忘れもしないあの日、揺れるたびに床に転がって、束の間立ち上がると千葉の石油タンクが燃えていて、首都崩壊と思ったものでした。丁度「ともろう」の荒井ひとみ理事も講習会に出席、東北からの参加者もいて、家族の安否を知ること出来ず、全員一夜をフロアで過ごしました。それから一年、「ほっと越谷」も加入している「全国女性会館協議会」の理事として、東北各県のセンターの復興支援、募金募集事業をしました。現地に支援に通いつ、避難所や避難地の女性たちが困難な状況にあり、災害におけるジェンダー視点の重要性を痛感していました。越谷市は、福島県から避難して来た方たちを迎えて、支援をしていました。「ほっと越谷」の職員も「ともろう」の理事も支援に一生懸命でした。

翌年、2012年3月のCSW56では、日本政府代表部とJAWWを含む3NGOが企画した災害とジェンダーに関するサイドイベントを開催、私も日本の女性センターの支援活動の現状を伝えました。日本政府は、この会期に決議案「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を提出、全会一致で可決された時は大感激で、国連の組織を身近に感じたものでした。



2012 CSW56 サイドイベント



2012 CSW56 女性デマーチ

あれから11年経った今年、2022年のCSW66は、「気候変動と環境・災害リスク削減に関する政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成」のテーマを掲げていました。このテーマで、日本からまた災害と復興の現状を報告したいと準備を進めていました。

しかし、CSWはコロナ禍の2年間、webでの開催となっていて、今年もまたweb開催となりました。行けなかったのは残念ですが、webで世界に公開され、世界中からより多くの参加が可能になったことは、大きな意義がありました。

特に、国連は、Generation Equalityをスローガンに掲げて、若い世代のプログラムも開催していましたが、今まで若い世代がこの時期にNYに滞在して、国連に参加するには負担が大き過ぎました。

JAWWは、若い世代の国連会議参加を援助する「若者支援プログラム」でわずかな金銭的支援と当地での参加アドバイス支援をしていました。web開催となってからは、世界各地からの応募者があり、今年は、留学先からの応募者が語学力もいかして、会議のレポーターとして活躍しました。離れた国にいながらの打ち合わせも、zoomでスムーズでした。若い世代の国連参加については、彼女たちのICT能力と語学力で随分進んだと思います。今年のテーマである気候変動や災害についての若い世代の関心も世界的に高く、若者が主体となるイベントも多く開催されました。

web開催は私のような高齢者には、ちょっとしんどくて、ICTの新しいツールであるzoomやlineの操作などは、「繋がるか?!」といつもハラハラドキドキです。またNYとの時差があるため、国連の会議は日本では夜中です。目はしょぼしょぼ、肩がこる、寝不足で次の日はぼーっとする。web開催の一年目はあきらめかけましたが、しかし技術は進歩しているのです。国連本部で参加していた時には、会議場のスペースが狭く、希望しても参加出

来ない事もありましたが、zoom の録画配信は、都合の良い時に日本で視聴出来ます。

また、最近国連の言語は六か国語ですが、テロップで日本語翻訳を流すことも可能になっています。多言語翻訳については、もうすぐに実現するだろうと思います。NY に行かなくても CSW は、世界に開かれることになりました。

私自身は、毎年 3 月に短くも NY で過ごして、北海道にも似て寒い冬の雪解けから、セントラルパークに水仙が咲く春を迎えるときめく季節の NY が好きでした。毎朝、朝食のパンケーキを食べに行ったお店はだいじょうぶだろうか。3 年前出発前日にキャンセルしたホテルは、今でも予約をキープしてくれています。Web が便利でも、やっぱり NY に行きたいと思いつつ、コロナ禍が続く限り、参加するのは難しいと心は揺れています。

CSW66(2022 年 3 月)の情報

<https://www.jaww.info/news-detail.php?id=94>

国連の会議の様子は、国連のサイトから、キーワード/CSW66

<https://media.un.org/en/webtv>

録画された YouTube は、キーワード/CSW66+disaster+ climate change

https://www.youtube.com/results?search_query=CSW66

2019 CSW63 モーニング ブリーフィング



2019 CSW63 サイドイベント



女性自立支援と AV 対策 2つの議員立法の動き

4月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事 山口洋子

4月、2つの議員立法の動きが報じられている記事を読んだ。今後、注視していきたい。

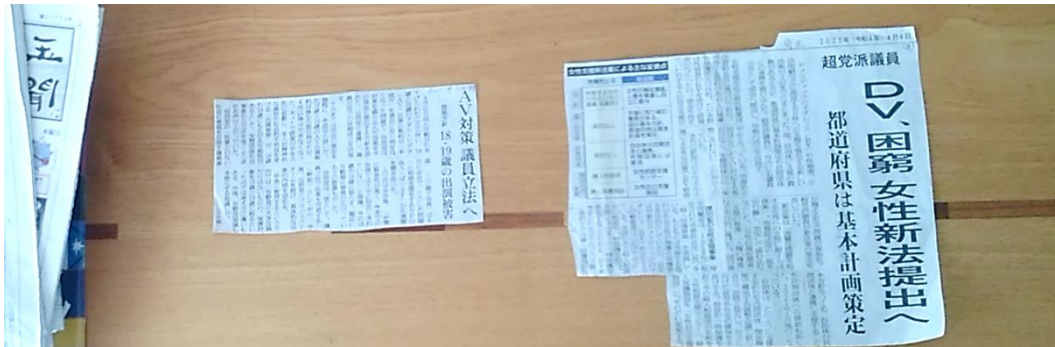
4月4日 埼玉新聞「超党派議員 DV、困窮女性新法提出へ 都道府県は基本計画策定へ」

記事は、

「ドメスティックバイオレンス（DV）や性被害、生活困窮などに直面する女性への支援を強化する新しい法案が3日までにまとまった。国、自治体に支援の責務があると定め、都道府県の基本計画や民間団体との連携を盛り込んだ。超党派議員が、月内にも議員立法として国会へ提出し、早期の成立を目指す。」

とあり、

4月12日、今国会(第208回2022年1月17日~6月15日)での制定を目指して、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(案)が提案(議員立法)された。→次頁



4月7日 朝日新聞朝刊「AV対策議員立法へ 自民方針18・19歳の出演被害」

記事は、

「4月から成人年齢が引き下げられたことに伴い、18歳と19歳のアダルトビデオ（AV）出演の契約が「未成年」を理由に取り消せなくなった問題で、自民党は対策を盛り込んだ法案を今国会に提出する方針を固めた。公明党と連携し、議員立法での早期成立を目指す。…略…こうした問題への相談支援をする NPO 法人「ぱっぷす」から実態を聞き取った」

とあり、

4月13日、共同通信社は次のように報じている。「自民党と公明党のプロジェクトチームが初会合を開き、アダルトビデオ（AV）出演被害問題に関し、被害防止に向けた議員立法の「基本的考え」をまとめた。人権侵害の重大性などを踏まえて年齢や性別を問わない対策を講じるとし、どんな出演契約でも解除できるとの内容」

参考 NPO 法人ぱっぷす 相談窓口 <https://www.paps.jp/hotlinelist>

今国会制定を目指して「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(案)

4 月 認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう 理事 山口洋子

4 月 12 日、今国会(第 208 回 2022 年 1 月 17 日~6 月 15 日)での制定を目指して、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(案)(以下「新法」「新法案」という)が提案(議員立法)された。

かねてより、様々な困難を抱える女性への支援については、1956 年に制定された「売春防止法」を根拠とした都道府県に置かれた婦人相談所・婦人保護施設・婦人相談員を中心とする現行制度は実情に合わない・限界であるとして、人権尊重、自立支援、福祉の視点を入れた新法の制定が求められていた。

新法案は、「困難な問題を抱える女性」の「福祉の増進」「人権の尊重」「安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現への寄与」を目的とし、「困難な問題を抱える女性」の定義で「性的な被害」によることを掲げている。

売春防止法には無い、国及び地方公共団体の責務、国は基本方針を都道府県は基本計画を定めなければならないこと(市町村は努力義務規定)、民間の団体との協働による支援などを定めている。

「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」(売春防止法では「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」)について規定。女性相談支援員については委嘱でなく「置くものとする」。

施行期日は(2024 年)令和 6 年 4 月 1 日。新法制定に伴い売春防止法は 1956 年の公布以来 66 年ぶりの改正(第 3 章(保護処分)第 4 章(保護更生)削除など)。婦人補導院法は廃止される。

(新法案の概要)

目的・定義・基本理念(第一条・第二条・第三条)

(目的)第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

売春防止法(目的)第 1 条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)第 2 条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

国・地方公共団体の責務(第四条) 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務
関連施策の活用(第五条) 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

緊密な連携（第六条） ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携 ②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

基本方針（第七条） 厚生労働大臣は基本方針を定めなければならない。

都道府県基本計画等（第八条） 基本計画の策定。都道府県は義務。市町村は努力義務。

女性相談支援センター（第九条） 女性相談支援センターの設置。都道府県は義務。主な業務①対象女性の立場に立った相談 ②一時保護（同伴児童の学習支援、委託可、一時保護受託者の守秘義務・罰則規定あり）③医学的又は心理学的な援助 ④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等 ⑤居住して保護を受けることが出来る施設の利用に関する情報提供等。・一時保護施設の設置義務。・支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適な支援を行う。

女性相談支援センターの所長による報告等（第十条）

女性相談支援員（第十一条） 都道府県は困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（女性相談支援員）を置くものとする。
・必要な能力・専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

女性自立支援施設（第十二条） 都道府県は困難な問題を抱える女性の入所、保護、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的援助、自立促進のための生活支援、退所者への相談その他の援助を行う施設を設置でき、自立支援を自ら行い、又は市町村等に委託できる。（同伴児童の学習・生活も支援）

民間団体との協働による支援（第十三条） 都道府県は民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により発見、相談等の支援。

民生委員等の協力（第十四条）

支援調整会議（第十五条） 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、委託を受けた者、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換、支援内容に関する協議を行う。（構成員の守秘義務・罰則規定あり）

教育及び啓発（第十六条） ①国及び地方公共団体は、支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努める ②自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努める。

調査研究の推進（第十七条） 効果的な支援の方法、心身の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進。

人材の確保等（第十八条） 支援従事者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等により、人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努める。

民間の団体に対する援助（第十九条） 国及び地方公共団体は民間団体に必要な援助を行うよう努める。

都道府県及び市町村の支弁・都道府県等の補助・国の負担及び補助（第二十条・第二十一条・第二十二条）

都道府県は社会福祉法人の女性自立支援施設設備に要する費用、民間団体の活動に要する費用に補助できる

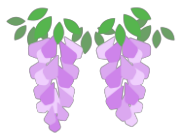
罰則（第二十三条） 一時保護受託者等の守秘義務違反 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

○ **施行期日** 令和6年4月1日

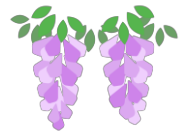
○ **検討** ①支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討、所要の措置を講ずる（**公布後3年を目途**）
②法律の施行の状態について検討、所要の措置を講ずる（**施行後3年を目途**）

○ **関係法律の整備** 売春防止法、社会福祉法等 30 の法律が一部改正される。婦人補導院法は廃止。

（新法案 参議院法制局 HP→参議院議員提出法律案→回次別一覧→第 208 回国会→法案番号 7）



こしがやともろうからのお知らせ

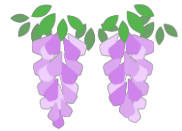
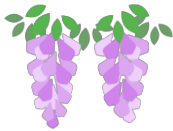


令和4年度総会

◇日 時 5月29日（日）午前10時より

◇場 所 越谷市中央市民会館

詳細は追ってご案内いたします



こしがやともろうは、これからも活動を続けてまいります。

引き続き、皆様のご支援をお願い申し上げます。

正会員 年額 10,000 円 賛助会員 年額 一口 2,000 円

郵便振替口座 00120-1-447817

加入者名 NPO法人男女共同参画 こしがやともろう

●寄附のみも受け付けております

男女共同参画こしがやともろうは認定NPO法人です。ご寄付は税金の控除を受けることができます。

（ 発 行 ・ お 問 い 合 わ せ ）

認定特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

〒343-0026 埼玉県越谷市北越谷2-21-8

電話

080-3246-3540

Eメール

koshigayatomorou.npofarenn@gmail.com

ウェブサイト

<https://koshigaya-tomorou.or.jp>